

土木・建設業、上下水道、通信回線工事業者のみな様方へ

島根県公安委員会告示により、資格を有する交通誘導警備員の配置基準道路の改正（三路線の一部を新設）について

次の道路では、交通誘導警備業務 1 級又は 2 級の資格者を配置しなければなりません。
（新設区間～平成 24 年 9 月 28 日告示、平成 25 年 4 月 1 日施行）

№	配置すべき道路	区 間	備 考
1	高速道路	島根県内全区間	現行規定継続
2	自動車専用道路	同 上（松江市内「だんだん道路」も該当）	同 上
3	国道 9 号	同 上	同 上
4	国道 54 号	同 上	同 上
5	国道 191 号	同 上	同 上
6	国道 431 号	同 上	同 上
7	松江市内の 国道 485 号の全区間	松江市内の全区間 （松江市内付属中学校前交差点から東進、七類 入口交差点を七類港方面へ左折北進し、七類 港の端末の区間（途中大部分国道 431 号線 と重複））	平成 25 年 4 月 1 日 から施行
8	主要地方道松江島根線 （県道 21 号）の一部	松江市西津田 1 丁目 360 番 15 地先から同 市菅田町 166 番地先まで （松江市内国道 9 号線西津田交差点から北 進、付属中学校前交差点まで）	同 上
9	主要地方道松江鹿島美保関線 （県道 37 号）の一部	松江市袖師町 3 番地先から同市鹿島町恵曇 5 09 番 1 地先まで （松江市内国道 9 号線袖師交差点から北進、 しんじ湖大橋から松江城山大手前駐車場前 を東進し、二つ目の信号交差点を商工中金松 江支店通りへ左折北進、堀川沿いに北堀橋を 渡り、塩見縄手通りへ左折西進、黒田町交差 点を右折北進し、鹿島町恵曇港海岸通り手前 の区間）	同 上

（配置例）

